

令和元年度（2019年度）

八王子市任期付職員採用試験募集要項

《一般行政業務、自立相談支援員、学芸員》



1 募集職種、試験区分、採用予定者数及び受験資格

職種	試験区分	採用予定者数	受験資格
一般行政職 (任期付)	b 一般行政業務 (高卒程度)	10名程度	平成14年4月1日までに生まれた方
	c 自立相談支援員 (大卒程度)	若干名	以下の要件を全て満たす方 ①社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格を有する方 ②生活保護又は生活困窮者への相談支援業務の経験を有する方 ③基本的なパソコン操作ができる方 ④普通自動車運転免許を有する方
	d 学芸員 (大卒程度)	若干名	以下の要件を全て満たす方 ①学校教育法に定める大学（短期大学を除く）又は大学院で、考古学、日本史、民俗学、地理学のいずれかを専攻し、卒業若しくは修了した方（令和2年（2020年）3月末日までに卒業若しくは修了見込みの方を含む） ②学芸員資格を有する方 ③博物館（博物館相当施設を含む）における5年以上の実務経験を有する方、又は埋蔵文化財に関する5年以上の実務経験を有する方 ④基本的なパソコン操作ができる方

- (1) 同一試験日における複数の試験区分への申込みや、申込み後の試験区分の変更はできません。
- (2) 申込みは、活字印刷文による出題に対応できる方に限ります。
- (3) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する方は受験できません。

2 任期

b 一般行政業務	令和2年（2020年）4月1日から令和3年（2021年）3月31日まで（1年）
c 自立相談支援員	令和2年（2020年）4月1日から令和5年（2023年）3月31日まで（3年）
d 学芸員	令和2年（2020年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日まで（5年）

3 仕事内容

b 一般行政業務	一般事務（窓口や電話での市民対応含む）
c 自立相談支援員	生活困窮者自立支援法又は生活保護法による以下の相談・支援業務 ・相談、面接、家庭訪問、関連機関への同行訪問等による支援の実施 ・ケース記録、報告書等の作成
d 学芸員	市の学芸員として、以下の事業等に関する業務 ・文化財の調査・研究・収集・保管・普及・活用等に関する業務 ・教育普及及び展示の企画・運営に関する業務 ・刊行物の編集等（Adobe Photoshop、Adobe Illustrator、Adobe InDesign を使用）に関する業務 ・新郷土資料館の整備に関する業務 ・その他、文化財行政全般に関する業務

4 申込方法

申込手段	郵送（持参やメール便等による申込みはできません。）
提出物	<u>全申込者</u> ①八王子市任期付職員採用試験申込書 1通 ②顔写真〔タテ4cm、ヨコ3cm〕 2枚 （うち1枚は申込書の顔写真欄に貼付し、残りの1枚を同封すること。） ③職務経歴書 <u>d 学芸員申込者のみ</u> ④文化財調査等実績一覧表（任意様式）
受付期間	令和2年（2020年）1月6日（月）から1月15日（水）まで【必着】
提出先	〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号 八王子市総務部職員課人財育成担当
注意点	提出物と返信用封筒（住所及び氏名を記入し84円切手を貼付した長形3号封筒）を角形2号（A4サイズ）の封筒に入れ、必ず「簡易書留郵便」で上記の宛先に郵送してください。 書類が到着次第、受験票を送付します。受験票が届くまで、簡易書留郵便の「受領証」を大切に保管してください。 受験票が令和2年（2020年）1月20日（月）までに届かなかった場合は、総務部職員課人財育成担当までお問い合わせください。

- (1) 提出書類は、返却しませんので御了承願います。
- (2) 申込書は、A4サイズ両面（長辺とじ）で提出してください。

5 試験日時、会場及び合格発表方法

	実施日時	会場	合格発表方法
第一次試験	令和2年（2020年）1月25日（土）	八王子市役所 会議室	合格者に対し、2月3日（月）に合格通知を発送します。
第二次試験	令和2年（2020年）2月17日（月） 又は18日（火）の指定した日時	八王子市役所 会議室	合否にかかわらず、第二次試験の受験者全員に対し、2月25日（火）に結果通知を発送します。

- (1) 第一次試験の詳細については、受験票送付時に同封する試験の御案内をご確認ください。
- (2) 第二次試験は、第一次試験の合格者に対して実施します。
- (3) 各合格発表の日から7日間、八王子市役所前の掲示場及び八王子市ホームページに合格者の受験番号を掲出します。（URL：<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/contents/saiyou/index.html>）

6 試験方法

	試験内容	概要
第一次試験	書類審査	提出書類の審査を行います。
	口述試験	個別面接による試験を行います。
	事務能力試験	出題分野は、国語能力及び数的処理能力です。 試験時間は50分間です。
	小論文	課題に対する記述式（小論文）試験を行います。 文字数は800字以内で、試験時間は60分間です。
第二次試験	口述試験	個別面接による試験を行います。

- (1) 最終合格者は、第一次試験・第二次試験の成績等を総合的に判定し決定します。
- (2) 試験内容に関して、記載してあること以外はお答えできません。

7 採用方法

- (1) 最終合格者を高得点順に採用候補者名簿（試験区分別）に登載し、採用の必要が生じたときに、順に採用します。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として名簿登載から1年間です。

8 勤務条件

試験区分	給料	勤務時間	休暇等	保険
b 一般行政業務	採用時高卒 18 歳 の場合 月額 167,440 円	原則として 月曜日～金曜日、 午前 8 時 30 分～ 午後 5 時 15 分、 1 日 7 時間 45 分	年次有給休暇、 夏季休暇、 慶弔休暇等	共済組合に加入し、 地方公務員災害補償 法が適用されます。 雇用保険には加入で きません。
c 自立相談支援員	採用時、大卒後 実務経験 2 年 (常勤) の場合 月額 230,230 円			
d 学芸員	採用時、大卒後 実務経験 5 年 (常勤) の場合 月額 253,810 円			

(1) 給料は、各人の卒業時年齢及び学歴・職歴等によって算出されます。

※ 令和2年（2020年）1月1日現在の給料月額に地域手当（15%）を加えたものです。目安であり、採用時の給料を約束するものではありません。

(2) 採用前に給与改定があった場合は、その定めるところによります。

(3) 通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等の手当制度があります。

9 その他

(1) 任期付職員とは、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」に基づいて任用する職員のことです。専門知識経験を必要とする業務や一定期間内で終了する又は一定期間内に業務量の増加が見込まれる業務のために、あらかじめ任期を定めて任用する職員です。

本市ではこの法律に基づき「八王子市一般職の任期付職員の採用に関する条例」を設置しています。

b 一般行政業務は、一定期間内で終了する又は一定期間内に業務量の増加が見込まれる業務に就く職員としての募集です。

c 自立相談支援員及び d 学芸員は、専門知識経験を要する職員としての募集です。

(2) この試験において市が収集する個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的への使用は一切しません。ただし、採用者の個人情報は人事情報として使用します。

(3) 受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査します。なお、申込書記載事項に虚偽があった場合、職員として採用される資格を失う場合があります。

(4) 日程変更等の重要なお知らせは、八王子市ホームページに掲載します。

(5) 職員採用試験は、市民の皆様の貴重な税金を使って実施します。申込者は必ず受験してください。

【問合せ先】 八王子市総務部職員課人財育成担当 〒192-8501 東京都八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号
<電話> 042-620-7254 (直通) <E-mail> jinzai@city.hachioji.tokyo.jp